保医発 0304 第 1 号 令和 4 年 3 月 4 日

厚生労働省保険局医療課長(公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公 印 省 略)

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

標記については、本日、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」(令和4年厚生労働省告示第54号)等が公布され、令和4年4月1日より適用されることとなったところであるが、実施に伴う留意事項は、医科診療報酬点数表については別添1、歯科診療報酬点数表については別添2及び調剤報酬点数表については別添3のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関等及び審査支払機関に対し、周知徹底を図られたい。

従前の「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日保 医発0305第1号)は、令和4年3月31日限り廃止する。